

右云條自今十年之月海峽より久之哉以
有し以右年相違ふは久し之事

右之通村より可相心通也

二月

右之通園別并伊豆園村より相觸の松領村あり其
可相心通なり 松相触の事小出又松領者其
又人組傳も亦村あり有し中なる是又字名可相心
より相觸の地は相觸の地及改帳西波の松領又
可相心通の事

二月

所駕心就并久島南木之部

四月

延宝九酉年二月

是

一 先年所定信定並板より内高流馬子小高流馬
 口付しより馬子京中より高流馬云々 信守の事
 程宗の由お守の身候流し之場外におくは政
 板付打並り流馬の町中過番し志守の事候流し板
 木にお守板付し内高流馬を申し高流馬若押の事
 馬子有しより中流馬の事候流し高流馬の事候流し

内月番の中流馬の事候 信守の事候
 高流馬の事候 信守の事候
 高流馬の事候 信守の事候
 高流馬の事候 信守の事候

下馬杭三石町

- 一 浅草寺と天町遊分
- 一 小石川傳道院茶
- 一 芝新堀馬中暫屋茶
- 一 田町九丁目牛町三丁
- 一 本所横堀小南
- 一 浅草寺町東本願寺茶新川堀

- 一 浅草寺所宗源寺前过
- 一 下谷安藏传在也但及家前过
- 一 谷中浅水所坂上
- 一 池沼新道宗源遠江当屋敷水堀堀
- 一 本郷通合ヶ谷里塚跡
- 一 小石川尾ヶ蓮花寺前所ノ角
- 一 小日向新川堀川と城小日向水乃所ノ所苗ノ
- 一 牛込酒井修理家屋敷下所苗ノ
- 一 牛込系河田家横田所苗ノ也云屋敷前ノ屋敷向角
- 一 市ヶ谷松年上徳久屋敷より所ノ屋敷过
- 一 田口谷町末久保山崎寺組屋敷前所苗ノ也过
- 一 下谷ノ外池沼道屏風跡
- 一 せめり橋
- 一 善正宿善正園橋より屋敷向ニ过
- 一 龍去松平大膳家屋敷南ノ角
- 一 阿久布新川堀堀
- 一 菅平大久保加賀寺念書前所ノ橋ノ跡
- 一 浅草川堀新橋ノ跡
- 一 あり平橋跡

一本木橋路水く方二日月橋際
 一本木南武日月橋際
 一本木古川橋
 一本源川高橋際
 一本源川本番木橋際
 右にくと限をる者身馬弁結實小高路口身く云
 宗ゆり下馬沙丈より内を一切名宗名證可名
 中得事

又月

延寶九年七月

是

一 加ら公抄に依り自今以後公宗中る安んを所中ハ不及中
 陸立ゆ貴又志強より江戸入心内教絶等しくも宗川
 多伝松橋吉井戸中川比月と限一切宗中る安んを所中
 宗ゆりの有るハそ者ハ勿論如公宗持を并加ら松くも
 とのと急度也等々下中よりるは名うわも也

七月

貞享又辰年二月

四月

元禄八亥年十月

一 町中より大八車二匹と積引の儀大分おと積り成り
落者か敷者より向後八何と云も軽積りより積り
物最落り極少仕はるお背ゆく意成り

十月

同九子年十月

一 町中借造り成り後前、成法成り身は組入の頃日

様より駕籠有し極お入る向後派借り駕籠之用
より借造り人より一お改めり若し極しもの有しは
駕籠新車は不及り敷きと意成り身は組入
ハのり敷き

十月

一 同十七年四月解部所

一 同十七年六月解部所

元禄十三辰年七月

是

一 借し能く籠し候向後目下不詳諸人其格別を以て
極むし去或病人或女又ハ小思外一切不借事
一 所人ハ不似合陽借し候上長服帯目小
是より其のありし借申向後極し候事極し
可仕由事

右之類は其の背より有りし人ハ苗人モ不及申候事
名も之を越後守也

七月

同年八月

是

一 今度所申代入軍并借籠籠し候三傳馬町名を以
方より波板市に在り候 借籠先延るお籠は籠又
代八軍波板市に在り候日御籠より小し方ハ大傳馬町名を
馬込御籠申小傳馬町名を以て又此所日本橋より
南し方ハ御籠町名を以て又此所右に在り候名を以て
且苗月廿九日と一川名納し候名を以て格別法は日限
後承合格不法下は借し候事極し候事極し候事
本國より一川名納し候名を以てお籠は籠

- 一 加ら籠り紫のまの係来りる公藤と云ふ事
- 一 惣ら出く櫓く、加ら籠り集り居る公藤と云ふ事
- 右し籠りおちのちし人、とが、改させしりるお者も、有し、ふり也、事、と、り、有し、望

十月

之 福十三辰未十月

借能る籠り紫セトる公藤前し云

- 一 外橋田内川内より馬場は内川和田意内川内
- 一 籠りより井上大和也屋敷し方小菅清小屋し前

色り松平肥後守屋敷し方林田橋内より一橋内川内より竹橋と限り大いし字

右し場亦一切紫セトる公藤は名内川内并是書未し辰十一
月並ひ以上

十二月

同十四辰未三月

ツ云

- 一 借能る籠り紫馬所小おねり櫓不遠は公藤今とハ加ら籠り至し申し公藤公籠り持来りし事其名し判形中加し

元禄十五年閏八月

一 借當籠より宗以急極を兼病人又六女小思以外傳
以し名お觸り及不及を兼急極を兼病人又六女小思以外傳
族有し由お触り及不及を兼急極を兼病人又六女小思以外傳
當り就寝ハ不及中急極を兼病人又六女小思以外傳以上

閏八月

同十六日未年十二月

一 大八車并借當籠より限三傳り所にかしは後向後急
之由る所有六八車并借當籠より限三傳り所にかしは後向後急

也

十二月

宝永元申年八月

一 町中駕籠籠り等の常々日用を修むる向後駕籠
籠り者より急極を兼病人又六女小思以外傳
以し名お觸り及不及を兼急極を兼病人又六女小思以外傳
族有し由お触り及不及を兼急極を兼病人又六女小思以外傳
當り就寝ハ不及中急極を兼病人又六女小思以外傳以上

ハ、加る筋解の事、二十日
右に記す如く、各之を、
八月

室永二周年同日月

一 加る筋解の事、二十日
信の事、加る筋解の事、
ある事、加る筋解の事、
一 加る筋解の事、二十日
かき、加る筋解の事、

お解の事

同日月

同三周年同日月

一 加る筋解の事、二十日
お解の事、加る筋解の事、
加る筋解の事、加る筋解の事、
所中の筋解の事

正月

只今までの各番所記録に外八年三延より
外に常備の妻亦後之月山但糸記未八可為
諸別奉

右と通記に相当致お少八束と置はる八
この後可為破産は山若町中にお解をぐ

八月

室永正亥年八月

一所中借に新記録は未だ只今と日用札不元は破
日用札の給交は向後借に新記録は未だ日用

元は未定しお札涉とあ日用札清元一甲山若お
背去有し八世室之中身はば辰二冊記以上

八月

同又子年七月

一所中車直致多奉置中る後名前もた
お解は交以借探は牛奉置或車は若お核
換き小諸と牛と休ませ置をし簿は或奉置領附
後有しはし申お少木置は向後承取お胸は車
多置は申お少とゆが給は申置は向後承取お

桂木村水牛車ふる常山に遊遊とく遠くありさる極に
可成り飛途中ふる牛と休ませれば其心泣くは極に
町中急変と解知は以上

七月

室氷六七年二月

一 以日遊駕籠を扱又もすれとあり信りも
一 其業世に極お使不慮と云人といふ合次舟
籠舟を捕らぬと云え紙及可中舟の業は名町中
可成り解知は以上

三月

同来又月

一 遊駕籠業山に定て介一切業中る安名度にお
解知は以上定て介一切業中る安名度にお
くは同心おはを吟味お有るものもいふ極に駕籠
解と不及中急変と云中舟の業は名町中舟
可成り解知は以上

又月

宝永八年二月

一 偶駕籠より戸井公廉より中居安多氏よりお觸山江以
目戸より高松駕籠お入定し外より高松世田屋お
伊不屋の人と道一石捕頭お沙界より及中居氏
高松中居山江町中へお觸山江以上

二月

正徳元卯年 又月

一 辻駕籠より高松社町方山江友不氏お高松
へ梅焼下中居山江焼下中居辻駕籠并戸山江

駕籠もお入定し外より高松世田屋より人
中居石捕頭人並及中居氏と高松中居氏
名町中居氏よりお觸山江以上

又月

同前 又月

一 偶駕籠より焼下中居氏よりお觸山江以
高松世田屋よりお觸山江江又、高松中居氏
より高松世田屋よりお觸山江又人並中居氏より
お觸山江以上

不慮の戸すくまこと大拂定敷く亦延智翁一切持
あましくる後此返る想くもいこととてお取者く族者くハ
互痛味味し上商人も不及りお取ると急度下下舟の
糸は名町中七筋知以上

二月

享保七寅年八月

足

牛車大八東北車并高と御座る引取りは後継者の
際りよ不承成候者もなしく筋知は取付八様成り

車と引取り割る子牛車八ともにとる取付は
の人ともなす申す我儀取付申す不承成候者も
神田多町高取申す引取りは知年くともは
我りくさせは年竟候者も取付は取付人死すは
死候よと取付は取付申す取付は取付人死すは
取付は取付申す取付は取付申す取付は取付申す
取付は取付申す取付は取付申す取付は取付申す
取付は取付申す取付は取付申す取付は取付申す
取付は取付申す取付は取付申す取付は取付申す

八月

享保十巳年三月

一 过智就之戸と云ふは倭前より内信山に於て手紙にて
扱ひ申去衣園に月名を記し申候へば此等世に物交
は別々様より申すに過智就は多々相見申す名を記
限を定味過智就は衣居鴨居より九拂一丁目
也りし申す名を記し衣居鴨居より過智就有し申す
此方百捕苗人凡八句御名を記し又人但衣居鴨居
との見し名を記し申す申す所申す簡知也

三月

同十巳年三月

一 过智就之倭只今と敬合二有候申候候中より一太
欠相し申す信山に於て自今と過智就不及候申す
敷立様より勝次中より渡世に候申す申す
申す今と云ふ信山に於て申す事ハ一切被る候申す
届片も其名を記し申す候へば衣居鴨居階中より
只今所持し申す候申す内にも衣居鴨居有し申す
申す一丁目申す申す申す候申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
右に註申す簡知也

十二月

享保十三申年九月

牛車大八車比車并落月馬車引かたは後進路に障
り不承か板の前へ後座へお籠就中云々當年
急な夜お籠の受とをき流又の極お成進り人となけ
不中我徒に引かたの月夜後神田伏在る所を何月
久須所后仁兼取お生町付置の石清六と申名お人か
車と引牛込拂方町通の石同町に寄取群新八と申
拾五取の取の取の車と引引と申新八お取の取の取の

高の筋書に後忘却改め故に後身不履と後小舟
仁兼取と死能流るに意濃なる後身は自今車引馬土
赤い飯と急夜お取の事には後進路へ其の我徒後
一様我人お取の取の取の取の取の取の取の取の
後身人く石屋の取の取の取の取の取の取の取の
夫と云はれ取の取の取の取の取の取の取の取の
のり身は兼取の取の取の取の取の取の取の取の
取の取の取の取の取の取の取の取の取の取の取の
九月

書山

右ノ紙於お背を石捕吟味の上高人を勿
論お尋之と急度心下有山

十月

相撲躍鞠小歌時行夜上歌